

令和5年第2回四万十町議会臨時会

議案説明資料

令和5年5月10日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（四万十町税条例の一部を改正する条例）	1
承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて（四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	12
同意第 2 号	教育長の任命について	18
同意第 3 号	教育委員会委員の任命について	20
議案第 3 5 号	四万十町指定ごみ袋の売買契約の締結について	21
議案第 3 6 号	令和 5 年度四万十町一般会計補正予算（第 1 号）	24

■承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(四万十町税条例の一部を改正する条例)

【要旨】

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）並びに地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年総務省令第36号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和5年総務省令第37号）は令和5年3月31日にそれぞれ公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、四万十町税条例の改正が必要となりましたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

【主な条例改正内容】

- （1）肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について、適用期間を3年間延長します。
- （2）軽自動車税種別割のグリーン化特例（軽課）について、特例の期限を3年間（25%軽減の対象については2年間）延長します。
- （3）関係法令の改正に伴う、字句の修正等を行います。

【施行期日】

令和5年4月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（専決処分）

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 162 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第 252 条の 20 の 2 第 4 項の規定による第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 （略）

四万十町税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等) 第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は、施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書により納入しなければならない。 (法人の町民税の申告納付) 第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納入書により納付しなければならない。 2～4 (略) 5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納入書により納付しなければならない。 6～16 (略) (法人の町民税に係る不足税額の納付の手続) 第50条 法人の町民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22	(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等) 第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は、施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書によって納入しなければならない。 (法人の町民税の申告納付) 第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納入書により納付しなければならない。 2～4 (略) 5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納入書により納付しなければならない。 6～16 (略) (法人の町民税に係る不足税額の納付の手続) 第50条 法人の町民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22

改正 後	改正 前
号の4様式<u>又は第22号の4の2様式</u>による納付書により納付しなければなら ない。 2 前項の場合には<u>第22号の4の2様式</u>による納付書により納付しなければなら ない。 2 前項の場合には<u>第22号の4の2様式</u>による納付書により納付しなければなら ない。 第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある 場合には同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合に は、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から 納付の日までの期間の日数に同じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期 間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パ ーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付し なければならない。 3・4 （略）	号の4様式による納付書により納付しなければなら ない。 2 前項の場合には<u>第22号の4の2様式</u>による納付書により納付しなければなら ない。 2 前項の場合には<u>第22号の4の2様式</u>による納付書により納付しなければなら ない。 第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある 場合には同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合に は、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から 納付の日までの期間の日数に同じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期 間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パ ーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付し なければならない。 3・4 （略）
（たばこ税の申告納付の手続） 第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において 「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間 における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数 （以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対 するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつ ては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1 項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようと するたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申 告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式 <u>又は第34号の2の5の2様式</u>による納付書によつて納付しなければならない。 この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第 1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行 規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。 2～4 （略） 5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又 は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。 第101条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に同じ、 当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日 の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合	（たばこ税の申告納付の手続） 第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において 「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間 における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数 （以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対 するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつ ては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1 項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようと するたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申 告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式 による納付書によつて納付しなければならない。 この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第 1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行 規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。 2～4 （略） 5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又 は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。 第101条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に同じ、 当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日 の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合

改正後	改正前
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 (略) 2～11 (略)	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 (略) 2～11 (略)
<u>12</u> <u>法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</u> (1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u> (2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積</u> (3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u> (4) <u>当該工事が完了した年月日</u> (5) <u>当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合</u> <u>には、3月以内に提出することができなかつた理由</u>	<u>12</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第13項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 施行規則<u>附則第7条第13項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) (略) <u>13</u> (略)
<u>13</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第17項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 施行規則<u>附則第7条第17項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) (略) <u>14</u> (略)	(1)～(4) (略) (5) 施行規則<u>附則第7条第13項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) (略) <u>13</u> (略)
	(<u>軽自動車税の環境性能割の非課税</u>) 第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条

改正後	改正前

改正後		改正前	
(略)		(略)	
3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第46条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第46条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	
		第2号ア（イ）	2,000円
		第2号ア（ウ）a	3,500円
			5,400円
		第2号ア（ウ）b	1,900円
			2,500円
4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	
		第2号ア（イ）	3,000円
		第2号ア（ウ）a	5,200円
			8,100円
		第2号ア（ウ）b	2,900円

改正後		改正前	
		5,000円	3,800円
5 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、		5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、<u>自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>	
6 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上のガソリン軽自動車の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>	
3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については		8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>	
4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については		8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>	
、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</u>		8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については	
、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和4年4月1日か		分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日か	

改正 後	改正 前
ら<u>令和7年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</u> （軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例） 第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から<u>第4項</u>までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 2・3 （略） （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例） 第17条の2 昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)・(2) （略） 2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の	ら<u>令和5年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和5年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、<u>第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句</u>とする。 （軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例） 第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から<u>第8項</u>までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 2・3 （略） （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例） 第17条の2 昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)・(2) （略） 2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の

改 正 後	改 正 前
所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 （略）	所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 （略）

■承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

【要旨】

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）並びに地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年総務省令第36号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和5年総務省令第37号）は令和5年3月31日にそれぞれ公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、四万十町国民健康保険税条例の改正が必要となりましたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

【条例改正の内容】

関係法令の改正に伴う、字句の修正等を行います。

【施行期日】

令和5年4月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠法令】

承認第1号に同じ

四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例) 第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等という。<u>第24条の2第1項</u>において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。<u>次項において同じ。</u>）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する<u>特例対象被保険者等</u>の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。 (特例対象被保険者等に係る申告) 第24条の2 (略) 2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）<u>又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）</u>の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。 附 則 1～4 (略)	(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例) 第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等という。<u>第24条の2</u>において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。<u>次号において同じ。</u>）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する<u>特例対象被保険者等</u>の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。 (特例対象被保険者等に係る申告) 第24条の2 (略) 2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）<u>その他の特例対象被保険者等であることを証明する書類</u>の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。 附 則 1～4 (略)
(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に	(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に

改正後	改正前
係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における<u>第23条</u>の規定の適用については、<u>同条第1項</u>中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。 （上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合には、第3条、第6条、第8条及び<u>第23条の</u>規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 （長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例） 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合には、第3条、第6条、第8条及び<u>第23条の</u>規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは	係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における<u>第23条第1項</u>の規定の適用については、<u>同項</u>中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。 （上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合には、第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 （長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例） 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合には、第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは

改正後	改正前
「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。	「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。
8 (略) (一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得を有する場合には、第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。	8 (略) (一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得を有する場合には、第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。	(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

改正後	改正前
(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。 13・14 (略)	(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。 13・14 (略)
(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例) 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条	(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例) 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条

改正後	改正前
及び第23条の 規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」とする。 （条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の 規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用利子等額」とする。	及び第23条第1項の 規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」とする。 （条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の 規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用利子等額」とする。

■同意第2号 教育長の任命について

【要旨】

教育長山脇光章氏の任期が令和5年5月11日をもって満了することに伴い、同氏を再任することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものです。

【任命しようとする者】

氏 名	山脇 光章 （やまわき みつあき）
住 所	四万十町香月が丘 ■■■■■
生 年 月 日	■■■■■ (58 歳)
職 業、政 党 等	地方公務員（特別職）、無所属
〔主な経歴〕	
昭和58年3月	明德高校（現明德義塾高等学校）卒業
昭和58年4月	窪川町役場 採用
平成20年4月	総務課財政班長
平成24年4月	総務課防災対策室長
平成26年4月	危機管理課副課長
平成27年4月	企画課まちづくり戦略室長
平成28年4月	政策監（人材育成）兼人材育成推進室室長
平成29年4月	政策監（人材育成）兼人材育成推進センター所長
令和2年5月	四万十町役場 退職
	四万十町教育長 就任

【根拠法令】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（組織）

第3条 教育委員会は、教育長及び4人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあっては教育長及び5人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあっては教育長及び2人以上の委員をもつて組織することができる。

（任命）

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

（1） 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（2） 禁錮以上の刑に処せられた者

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなってはならない。

5 地方公共団体の長は、第2項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の5第2項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

（任期）

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。

■同意第3号 教育委員会委員の任命について

【要旨】

教育委員会委員の坂本維子氏の任期が令和5年5月11日をもって満了することに伴い、新たな委員として西谷史氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものです。

【任命しようとする者】

氏 名	西谷 史 （にしたに ふみ）
住 所	四万十町仁井田
生 年 月 日	 （56 歳）
職 業 、 政 党 等	無職、無所属
〔主な経歴〕	
昭和62年3月	神戸常盤短期大学 幼児教育科 卒業
昭和62年4月	社会福祉法人窪川児童福祉協会 臨時職員
	松葉川保育所 保育士
平成3年4月	社会福祉法人窪川児童福祉協会 採用
	ちどり保育所 保育士
平成27年4月	くぼかわ保育所 主任保育士
令和2年4月	くぼかわ保育所 所長
令和4年3月	社会福祉法人窪川児童福祉協会 退職

【令和5年3月31日現在の教育委員会委員】

氏名	年齢	性別	職業等	政党等	保護者	任期
坂本 維子	70	女	元保育士	無所属		R元.5.12 ～ R5.5.11
横山 順一	68	男	元教員	無所属		R2.5.13 ～ R6.5.12
谷口 和史	72	男	元会社員	無所属		R4.5.12 ～ R7.5.11
野中 裕子	38	女	農業	無所属	○	R4.5.13 ～ R8.5.12

※ 野中委員は、法律第4条第5項の規定による保護者に該当する。

【根拠法令】

同意第2号に同じ

■議案第 35 号 四万十町指定ごみ袋の売買契約の締結について

【要旨】

本議案は、令和 5 年度における一般廃棄物の指定ごみ袋を購入するもので、下記事業者と随意契約による売買契約を締結するため、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年条例第 47 号）第 3 条の規定により議会の議決を求めるものです。

【売買契約締結内容】

契 約 件 名	令和 5 年度 四万十町指定ごみ袋購入事業
契 約 金 額	11,017,600 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,001,600 円)
契約の相手方	高知市高須新町 4 丁目 1 - 43 株式会社三井 高知営業所 所長 松木 一夫
納 入 場 所	四万十町 秋丸 地内
納 期	議決日の翌日から令和 6 年 2 月 29 日まで
購 入 物 品	指定ごみ袋 可燃 (大) 430,000 枚 可燃 (小) 175,000 枚 資源 (大) 60,000 枚 資源 (小) 30,000 枚

【随意契約理由】

本町に入札参加資格審査申請のあった事業者のうち、指定ごみ袋の取扱いを行って
いる全 4 者指名により令和 5 年 4 月 25 日競争入札に付したが、3 者辞退により入札
不調となった。

本事業の目的を達成するための条件を満たす者が当該事業者のみであることから、
地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により
随意契約を締結する。

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

地方自治法施行令（抜粋）

（随意契約）

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

（1）～（7） （略）

（8） 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

（9） （略）

2 前項第8号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3・4 （略）

入 札 記 録			
事 業 名	令和5年度 四万十町指定ごみ袋購入事業		
入 札 区 分	指名競争入札		
入 札 日 時	令和5年 4月25日 午後2時00分		
入 札 場 所	四万十町役場 西庁舎3階 会議室3A		
予 定 価 格①	11,017,600 円	最低制限価格	円
落札決定金額②	円	落札率	②／①＝
契 約 金 額	円	内取引に係る消費税及び地方消費税額 円	
請 負 者 名			
契 約 保 証 金			
業 者 名	第 1 回		備 考
(有)くにさわ	辞退 円		
第一化成(株)	辞退 円		
(株)三井 高知営業所	円		
(有)アイシン	辞退 円		
備 考	入札心得第5条第7項第2号（指名競争入札において、辞退等により入札参加者が1者となったとき）に該当のため入札不調		

■議案第36号 令和5年度四万十町一般会計補正予算（第1号）

【補正予算概要】

今般、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、3月22日に開催された政府の第8回物価・賃金・生活総合対策本部において、「児童扶養手当受給者等の低所得のひとり親世帯やその他の住民税均等割が非課税の子育て世帯等に対し、児童一人当たり5万円の特別給付金を支給する」ことが決定され、そのための予備費の支出が3月28日に閣議決定されました。

本議案は、この特別給付金を対象世帯に速やかに給付するため、予算措置を講じるものです。

また、令和3年度から令和4年度にかけて実施した住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、1世帯当たり10万円の給付金を合計3,381世帯に支給し、事業完了に伴い事業費を精算した結果、国に交付金を返還する必要性が生じたので、併せて予算計上しています。

【低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金の概要】

支給対象者	① 低所得のひとり親世帯：児童扶養手当受給者等 ② その他低所得の子育て世帯：①以外の住民税均等割が非課税の子育て世帯等 ※②の対象となる児童の範囲は①と同じ（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）
給付額	児童一人当たり5万円
実施主体	① 低所得のひとり親世帯：都道府県、市及び福祉事務所設置町村 ② その他低所得の子育て世帯：市町村
費用	全額国庫負担（10/10）※事務費についても全額国庫負担
支給手続等	① 低所得のひとり親世帯：令和5年3月分の児童扶養手当受給者について、可能な限り5月までに支給（申請不要） ② その他低所得の子育て世帯：令和4年度の同特別給付金を受給した世帯等に可能な限り速やかに支給（申請不要） ※ ①②いずれも、直近で収入が減した世帯等については、可能な限り速やかに支給（要申請）

【補正内容】

令和5年度四万十町一般会計補正予算（第1号）第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり

【事業概要】

別紙のとおり

令和5年度 5月補正予算資料

(政策的な主要事業等の概要説明資料)

単位：千円

会計名		一般会計		款	3	項	2	目	1	目名	児童福祉総務費	
事業名		低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業							所管課名		町民課	
新・継 新	予算額	財源内訳					歳出	予算内訳				
		国	県	地方債	その他	一般財源		予算書頁	5ページ～5ページ			
既決	0	0	0	0	0	0	節	細節名称（予算書説明欄）		予算額		
今回	12,325	12,325				0	3	時間外手当		250		
計	12,325	12,325	0	0	0	0	10	消耗品費		38		
■ 事業の目的(趣旨) 食品等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。 ■ 補正内容(概要)等 別添資料 頁 なし 【支給対象世帯】 令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象世帯(以下「令和4年度支給対象世帯」という。)又は直近で収入が減少した世帯(令和4年度支給対象世帯を除く。)であって、対象児童を養育する世帯等(ひとり親世帯を除く。) 【対象児童】 18歳(障害児の場合は20歳)に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(令和6年2月29日までに生まれた児童を含む。) 【給付額】 児童1人につき5万円								印刷製本費		20		
							11	通信運搬費		22		
								口座引落等手数料		15		
							12	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金システム整備委託料		1,980		
							18	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金		10,000		
全体計画等								歳入「特定財源」内訳				
		国	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業費交付金					10,000				
			低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事務費交付金					2,325				
	令3	令4	令5	令6	令7	計						
	8,778	11,305	12,325	0	0	32,408						